

# 令和5年度定例監査重点事項実施結果

定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点的に監査を行う事項を定め実施した。

## 1 監査のテーマと目的

### (1) 監査テーマ

扶養手当の支給に係る事務処理は、適切に行われているか。

### (2) 監査目的

職員の給与及び諸手当の支給については、山梨県職員の給与に関する規則等に基づき行われ、扶養手当については、職員の届出に係る事実及び手当額を認定することにより支給されている。認定後においても支給要件を具備しているか、手当額が適正であるかを随時確認することとされており、その一環として認定後の確認が例年7月から9月にかけて実施されている。

しかしながら、令和4年度の定例監査においては、扶養手当の認定対象とならない者を認定し、その後の確認も適切に行われていなかったことから、手当額を過大に支給し、過大支給額が多額であったため指摘事項とした事例があった。また、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかったものなど過去と同様の指導事項が複数の機関で見られた。

このため、扶養手当の支給に係る事務処理を重点的に監査することにより、その事務処理の適正化を図るとともに、地方自治法第150条の規定に基づき知事が実施する内部統制の運用にも寄与することとする。

## 2 監査の実施状況

### (1) 監査実施期間

令和5年4月20日～令和6年1月29日

### (2) 監査の着眼点

- ① 扶養手当の認定及び支給は、適切に行われているか。
- ② 扶養手当に係る確認は、適切に行われているか。

### (3) 監査方法

監査対象機関に対して、事前に重点事項調書の提出を求め、定例監査時に重点事項確認票により事務処理の状況を確認した。

### (4) 監査対象事務

令和4年度に行われた扶養手当の支給に係る事務

## 3 監査結果

### (1) 扶養手当の支給に係る事務の実施状況について

扶養手当の認定及び支給については、山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例並びに山梨県職員の給与に関する規則、山梨県学校職員の給与に関する規則及び山梨県警察職員の給与に関する規則等（以下「諸規程」という。）に基づき事務が行われている。また、認定後においても諸規程に基づき支給要件を具備しているか、手当の額が適正であるかを随時確認することとされており、各任命権者からの通知により、年1回、所得証明書等の証拠書類を提出させ、支給の妥当性について、認定後の確認事務が行われている。

令和4年度においては、151機関（本庁50機関、出先機関101機関）で扶養手当の支給事務が行われており、その内訳は次のとおりであった。

区 分	監査対象機関数	令和4年度 受給職員数	令和4年度 認定件数
(1) 本 庁	50	1,382	368
(2) 出先機関	101	2,286	685
合 計	151	3,668	1,053

## （2）扶養手当の支給に係る事務処理について

扶養手当の支給に係る事務処理は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ① 認定対象とならない者を扶養親族としていたもの
- ② 扶養親族届の提出がないまま認定されていたもの
- ③ 支給開始月や終了月を誤り、過大・過少支給されているもの
- ④ 共同扶養の認定後の確認について、住民票上の世帯主でない場合に必要となる他の共同扶養者の年間収入を確認する書類がなく、主たる扶養者であることの確認ができないもの

## 4 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する総括的な意見は、次のとおりである。

### ○扶養手当認定・確認事務における統一的なチェックリストの作成について

扶養手当については、認定事務が年に数件程度、認定後の確認事務は基本的に年1回行われるだけであり、担当者に支給要件などに関する十分な知識がないまま処理が行われていることなどが事務の誤りの要因になっていると思慮される。

また、一部の部局や機関において、独自にチェックリスト等を作成し、確認事務が行われているが、こうしたチェックリストの中には、共同扶養者や学生である子の所得確認が不十分な事例も見られた。

このため、制度所管課においては、適切な事務処理が効率的・効果的に行われるよう、扶養手当の概要を周知・徹底するとともに、適正かつ統一的なチェックリスト等の作成・配布について検討し、再発防止に努められたい。